

別府から佐伯いこうキャンペーン～別府で温泉、佐伯で海鮮～ 食事券利用可能店舗募集要項

1. 事業概要（キャンペーン概要）

佐伯市外在住の小学生以上で、対象の宿泊施設へ宿泊された方を対象に 2,500 円分の食事券を配布する。

- ・キャンペーン期間 令和 6 年 9 月 1 日(日)チェックインから令和 6 年 11 月 30 日(土)チェックアウト分※最終利用期限は令和 6 年 12 月 1 日(日)までとなります。
- ・食事券利用期間 チェックイン日からチェックアウト日の翌日まで
(例：9/1 から 2 泊の場合 9/1～4 まで利用可能)
- ・食事券引換場所 佐伯市観光案内所(佐伯駅隣接)
- ・食事券発行対象 対象宿泊施設にて宿泊された方を対象に、食事券引換書を取得し、アンケートに答え、佐伯市内の引換場所へ持参した方。
ただし、佐伯市在住の方と未就学児は除く。
食事券引換時には身分証明書等での本人確認が必要。
- ・引換書発行要件 宿泊施設 1 滞在 1 人につき 1 回発行
- ・食事券発行金額 2,500 円 (500 円×5 枚)
- ・食事券発行予定枚数 2,000 人分

○食事券の発行から利用までのスキーム

- ①別府の対象宿泊施設に宿泊した観光客に施設より食事券引換書を発行。
(食事券引換書には、施設より対象人数を記載し、キャンペーン印を押印)
- ②食事券引換書を佐伯駅横にある佐伯市観光案内所へ提出。
(身分証明書等で佐伯市外在住の確認及びお客さま情報、アンケート回答の確認を実施。)
- ③食事券引換書に記載された人数分の食事券を発行し、佐伯市内対象店舗で利用。

2. 応募資格

- 佐伯市内に事業所を有していること
- 食品衛生法第 52 条の規定により、都道府県知事の許可を受けていること
- 法令違反等は絶対に行わず、事務局(観光まちづくり佐伯)の指示に従える店舗

3. 換金について

○換金請求期間

令和6年9月9日(月)から令和6年12月13日(金)まで

○受付時間

9時00分から16時00分まで

※夜間など営業時間終了後や土・日・祝日の取扱不可

○換金場所

(一財)観光まちづくり佐伯 佐伯市中村南町3番2号 御所ノ井ビル3F

TEL:0972-23-1101

○換金方法

換金依頼書と使用済食事券を換金場所へ提出(郵送不可)

※換金依頼書やツールは、後日、観光まちづくり佐伯より郵送

○支払い方法・時期

支払い方法：口座払い

毎月15日締め月末支払い、月末締め翌月15日支払い(月2回の支払)

○換金手数料

なし

4. 募集期間

○一次募集期間：令和6年7月16日(火)から令和6年7月26日(金)

※回答期日以降も随時受付しますがパンフレットでの掲載はできず、佐伯市観光ナビ(HP)内でのご案内となります。

5. 応募方法

○応募される方は、下記書類の提出を行うこと。

① 食事券利用可能店舗申請書兼誓約書

○提出先 (一財)観光まちづくり佐伯(佐伯市中村南町3番2号) TEL:0972-23-1101

○受付時間 9時00分から16時00分

○提出方法 郵送またはラインにて送付ください。

※ただし、郵送の際の一次募集は、7月26日(金)必着です。

宛先 〒876-0845

佐伯市中村南町3番2号

(一財)観光まちづくり佐伯 宛

【お問い合わせ先】

(一財)観光まちづくり佐伯 担当 伊藤・川崎

TEL:0972-23-1101 FAX:0972-23-1146